

○国家試験の一部免除認定校とは

→ 総務大臣の認定を受けた学校等を卒業した方が、当該卒業の日から3年以内に実施される無線従事者国家試験を受ける場合は、申請によって試験科目の一部が免除されます(無線従事者規則第7条)。

以下の表の学校等は総務大臣の認定を受けていますので、当該校(部科)の所定の科目を履修して卒業した方は、卒業の日から3年以内に実施される「資格」欄の試験の「免除される科目」欄の科目が免除されます。

(注)この表は、平成21年1月5日現在の認定校を掲載しています。

担当地方局名	学校名	部科名	試験が免除される資格	免除される試験科目	備考
信越総合通信局	長野工業高等専門学校	電気電子工学科	第二級陸上無線技術士	無線工学の基礎	
信越総合通信局	信州大学	工学部電気電子工学科	第一級陸上無線技術士	無線工学の基礎	(注)
信越総合通信局	新潟大学	工学部電気電子工学科	第一級陸上無線技術士	無線工学の基礎	

(注)平成19年4月及びこれ以前に入学し、かつ、平成23年3月までに卒業する者。